

## 第 16 条 入会金、年登録料、会費または受講料及び利用料等の改定

---

1. 会社は、別に定める入会金・年登録料・会費または受講料・利用料等の改定を行うことができます。この場合、入会金及び年登録料については、新たに入会する会員の方および更新時から適用します。
2. 前項の改定を行う場合、会社は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

## 第 17 条 営業日および営業時間

---

本クラブは、休館日を1週につき1日間設けることができるものとし、営業日及び営業時間については、別に定めます。但し、休館日に第20条の休業日は含まないものとします。

## 第 18 条 施設の利用制限

---

1. 会社は、競技会、スクール等の諸行事、又は本クラブの管理もしくはその他会社が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。その場合、1週間前までにその旨を告示します。但し、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。またこれにより会員の会費または受講料の支払義務が縮減され、又は停止されることはありません。
2. 会社は必要に応じて本クラブの施設の変更を行うことができるものとします。

## 第 19 条 会員以外の施設の利用

---

会社は、原則として会員が同伴した会員以外の者(以下「ビジター」という)に次の条件で本クラブの施設を利用させることができます。但し、会社が特に必要と認めた場合、同伴ビジター以外の利用も認めることがあります。

1. ビジターの施設利用の範囲は、同伴した会員に準ずるものとし、同伴ビジター以外のビジターは別に定めた規則によるものとします。但し、会社が必要と認めた場合には、利用を制限することがあります。
2. 会社は、ビジターが本クラブを利用するに際し、会社が別に定める利用料の支払いを求めることが出来ます。

## 第 20 条 休業

---

会社は、次の理由により本クラブの施設の全部または一部を休業することがあります。

1. 気象、災害等により会員にその災害が及ぶと会社が判断し、営業を不可能と認めたとき
2. 施設の点検、補修または改修をするとき
3. 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき
4. お盆・年末年始等一定期間の休業、その他会社が休業を必要と認めるとき

## 第 21 条 施設の閉鎖・変更

---

会社は、次の理由により本クラブの施設の全部または一部を閉鎖または変更することがあります。

1. 気象、災害等により会員にその災害が及ぶと会社が判断し、営業を不可能と認めたとき
2. 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき